

水俣病訴訟から学ぶ

元参議院議員
弁護士

松野信夫

「水俣学講義」 2019年10月17日 熊本学園大学

複雜 多樣

水俣病訴訟

現在の訴訟

民事

係属中

7 訴訟

行政

係属中

3 訴訟

刑事

係属なし

四大公害

	水俣病	新潟水俣病 (第二水俣病)	イタイイタイ病	四日市ぜんそく
発生地域	熊本県水俣市 不知火海沿岸	新潟県 阿賀野川流域	富山県 神通川流域	三重県 四日市市
原因企業 と工場	新日本窒素肥料 (現チッソ株式会社, JNC株式会社) 水俣工場 アセトアルデヒド工場	昭和電工 (現新潟昭和) 鹿瀬工場	三井金属鉱業 神岡鉱山亜鉛精錬所	石原産業 中部電力 昭和四日市石油 三菱油化 三菱化成工業 三菱モンサント化成
原因物質	メチル水銀化合物 (水質汚濁)		カドミウム (水質汚濁)	硫黄酸化物 (大気汚染)
発生	1953年頃に発生 1956年に公式に確認	1965年	1910年	1959年

四大公害

	水俣病	新潟水俣病 (第二水俣病)	イタイイタイ病	四日市ぜんそく
裁判提訴	1969年	1967年	1968年	1967年
争点	被告の責任 (因果関係は被告企業が認めた)	因果関係と被告の故意又は過失責任	因果関係の立証	共同不法行為の成立 故意または過失責任 因果関係
判決	1973年3月 患者側全面勝訴 被告の注意義務違反による過失責任	1971年9月 患者側全面勝訴 原因物質と汚染径路の状況証拠から因果関係認定 人の生命身体への安全確保に対する企業の注意義務違反による過失責任	1972年7月 患者側全面勝訴 疫学的立証法で相当因果関係が存することを認定	1972年8月 患者側全面勝訴 被告6社の共同不法行為を認めた 立地上の過失と注意義務違反による過失責任

弁護士は
事件で
またえられる

被害の事実には
法理論を
進化させる

弁護士としての活動

* 理論武装

* 損害論の重要性

* 被害者の話を徹底して聞く

* 訴訟＋運動

95年 政治解決

救済対象者

①一時金

②医療費，療養費などを支給

③訴訟などの紛争を終結

水俣病特措法

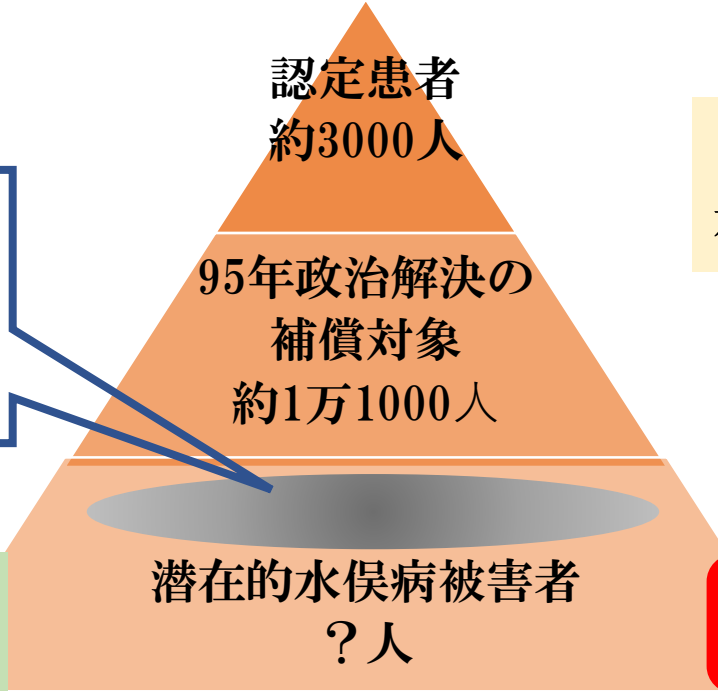
2009（平成21）年7月

通常国会の最終盤で**可決成立**

松野 採決棄権

水俣病患者の構図と
被害者救済法の枠組み

国が金融支援



2009年の救済法
救済希望
約3万人

審査 * 感覚障害
* 視野狭窄など

チッソ

分社化

一時金
.....
医療費・療養手当
(国と県負担)

負担

親会社
(患者補償)

株保有

子会社
(事業部門)

配当金

民主党案 と 自民党案

【民主党案】

- * 国の責任
- * 国が幅広く被害者救済
- * チッコソに対し求償

民主党案 と 自民党案

【自民党案】

- * 国・県はチツソに資金を貸付
チツソに被害者への補償を行わせる
- * チツソの分社化
- * 公健法の認定取下・訴訟取下
- * 公健法の地域指定解除

特措法の
持つ意味

残され

た課題

政治と司法

の違い